

平成二十年十一月十七日提出  
質問第二四九号

泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第一八三号）を踏まえ、再質問する。

一 本年十月十六日、東京都小笠原村の海上自衛隊硫黄島航空基地に勤務する一等海曹（以下、「一等海曹」という。）が、新入隊員の歓迎会等で内規を超える量の酒を飲んで泥酔し、転倒してケガをしたことを受け、翌十七日、同基地からのSOS信号を受けた海上自衛隊厚木基地よりP3C哨戒機が出動し、「一等海曹」を同基地に搬送し、東京都世田谷区の自衛隊病院に入院させる騒動があったが、飲酒してケガをした「一等海曹」の年齢を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、P3C哨戒機の本来の役割について「海上自衛隊の固定翼哨戒機P-3Cは、対潜戦、警戒監視、武装工作船等への対応、海上における遭難者等の搜索・救助、急患輸送等の様々な用途に使用されるものである。」との答弁がなされているが、「一等海曹」の様に、自衛隊内規を破り、自己の不注意でケガをした自衛官を手当するための搬送は、P3C哨戒機の本来の役割に含まれるか。

三 「前回答弁書」では、P3C哨戒機を用いた「一等海曹」の搬送に係った費用は約百八万円であるときれているが、右費用は誰が負担するものか。「一等海曹」個人に対して請求がなされるのか、それとも海

上自衛隊の予算における支出項目として処理され、国民の税金が充てられるのか。

四 「前回答弁書」では、今回の「一等海曹」の騒動に対して「防衛省としては、現在行われている事実関係の調査結果に基づいて関係者を処分する等、厳正に対処したいと考えている。」との答弁がなされている。今回の「一等海曹」の騒動は、一自衛官自身の不注意、軽率な行動が引き起こしたものであり、他の様々な不祥事も加わり、現在深刻化している国民の防衛省に対する信頼低下に更に拍車をかけるものであると考える。防衛省においては、「一等海曹」本人はもちろん、直属の上司はじめ関係者に対して厳正な処分を下し、再発防止の徹底が何より求められると思料するが、右答弁にある「事実関係の調査」を防衛省はいつ頃までに完了させる予定でいるのか説明されたい。

右質問する。